

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年11月30日(水) 午前9時30分から午前10時15分
会議場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】</p> <p>出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、</p> <p>欠席：5番園田岳彦委員、15番齋藤清美委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】</p> <p>出席委員：8番伊井一夫委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	7番 委員
	8番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.17 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.37～No.45 9件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3011～No.3015 5件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4004～No.4005 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5029～No.5032 4件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.76～No.150 75件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
松澤委員	<p>お疲れさまです。開会前に中村係長から説明がありましたように本日齋藤会長が欠席されていますので、私が議長をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、15番齋藤清美委員、19番樋口佐登子委員の3名です。</p> <p>また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、14番田中清委員からもご出席いただひています。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし〕と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて報告を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の1頁をご覧ください。</p>
石曾根主査	

石曽根主査	17 番西海地区、平牛地内の 1 筆 14 m ² について、倉庫敷地となっております。
議長	以上で報告を終わります。 今今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について>
石曽根主査	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告を求めます。
石曽根主査	報告いたします。議案の 2 頁をご覧ください。
石曽根主査	37 番下早川地区、東海地内の 4 筆 5,378 m ² について、農家レストラン建築のため解約、その後は一部農地転用をいたします。この後農地法第 5 条でも案件がでできます。
石曽根主査	38 番糸魚川地区、南寺島 2 丁目地内の 3 筆 1,632 m ² について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
石曽根主査	39 番大野地区、大野地内の 1 筆 677 m ² について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
石曽根主査	40 番今井地区、西中地内の 1 筆 142 m ² について、労力不足のため解約し、その後は休耕されます。
石曽根主査	41 番能生谷地区、平地内の 1 筆 188 m ² について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
石曽根主査	42 番能生谷地区、大沢地内の 1 筆 2,830 m ² について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
石曽根主査	43 番能生谷地区、大沢地内の 3 筆 7,490 m ² について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。
石曽根主査	44 番能生谷地区、柱道地内の 3 筆 3,481 m ² について、労力不足のため解約し、その後は自作されます。
石曽根主査	45 番能生谷地区、柱道地内の 1 筆 1,840 m ² について、買い受ける方が決まったため解約、その後は他の方に譲り渡します。このあと農地法第 3 条でも案件がでできます。
石曽根主査	以上で、報告を終わります。

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について審議に入ります。</p>
	日程第3＝付議事項
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
木嶋主任主事	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
	説明いたします。議案の4頁をご覧ください。
	<p>3011 番下早川地区、滝川原地内の1筆2,430㎡について、所有権移転による売買となります。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、県道湯之河内梶屋敷停車場線沿いの場所です。譲渡人は高齢で耕作をすることができないため、耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
	<p>3012 番根知地区、和泉地内の4筆8,674㎡について、所有権移転による売買となります。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線沿いの場所です。譲渡人は高齢で耕作することができないため、申請地の隣接地を耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、</p>

問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

3013 番今井地区、山本地内の2筆 147.82 m²について、所有権移転による売買となります。地図No.3をご覧ください。申請地は、国道148号線沿いの場所です。譲渡人は今後耕作をする予定がないため、耕作をしている譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、今井地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

3014 番能生谷地区、柱道地内の1筆 1,840 m²について、所有権移転による売買となります。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道北部一号線沿いの場所です。譲渡人は県外に住んでおり、今後耕作をする予定がないため譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

3015 番青海地区、田海地内の2筆 693 m²について、所有権移転による贈与となります。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道福来口線沿いの場所です。譲渡人は高齢で耕作をすることができないため、譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、青海地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

3015 番、東京の人が耕作するのか。

議長
荻野委員

伊藤主査	<p>説明いたします。現在、東京にお住まいですが元々糸魚川市の出身の方で週末にこちらに来て耕作をし、保全管理をされている方で近々こちらに戻ってくる予定とのことです。隣接地の所有者からすでに高齢で耕作できないため、早いうちに管理をしてもらいたいと相談がありました。都市部の荒廃農地の管理が非常に問題となっており、このように管理してくれる方は貴重な存在であり所有者のたつての願いもあり譲り受けて管理をしてくれるとのことです。</p>
荻野委員 議長	<p>わかりました。 他にご意見、ご質問ありませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。質問並びに地区委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の6頁をご覧ください。 4004 番今井地区、中谷内地内の4筆 1,254 m²について植林による転用です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、靈源寺付近の場所です。申請人は、野生動物の被害がひどいため耕作をやめ、その後杉の木を植林したいものです。 農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 4005 番青海地区、田海地内の1筆 360 m²について、アパート建築の転用です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道青海通線沿いの場所です。申請人は、アパートを経営するため申請地にアパートを新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）</p>
	<p>に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の</p>

議長	<p>妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。以上で、説明を終わります。</p>
片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 4004番ですが、隣接する所は畑ですが木を植えることにより日陰、落ち葉などの問題が出てくると思うが、周囲の了解はとってあるのか。木が大きくなっても影響はないのかどうか、そこは確認してあるのでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>地図上は田、畑となっておりますが、実際の周囲は荒廃しており雑木、杉の植林も一部あるような場所ですので、周囲への影響はないと考えております。</p>
片山委員	<p>近くの畑の方への影響もないということでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>杉の植林なので、影響はないと考えております。同意に関しては、現在、転用に関しては必ずしも隣地の方の同意は必要とされておりません。隣地の方のトラブル等が心配される場合には、やむを得ないと考えております。</p>
片山委員	<p>必ずしも同意書の必要がなくても、周りの隣地の状況を確認して影響があるようであればいろいろ相談してもらい必要がある。今後、安易にこのようなことをされると日陰等いろいろ迷惑になるので、そこは配慮してもらいたい。</p>
稲葉委員	<p>今後、杉や森林を植える案件が山間地で多々出てくると思われます。高齢で杉を管理するということが糸魚川市でも問題になってくるが、10年20年と管理できない杉林だらけになるので、杉の申請については考えてもらいたい。杉の管理はできないと思う。</p>
伊藤主査	<p>申請時に、杉を植えるに関しても管理は必要だということを本人に確認をしました。本人も森林組合を通して管理していくということでした。今後このような案件がでてくる場合は、周囲の状況等きちんと配慮していきたいと思っております。</p>
鷺澤委員	<p>私も現地を確認しました。現地は、霊源寺境内の近くであり周囲は耕作をやっていない状況でした。皆様のご心配されることはないです。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問ありませんか。ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ</p>

るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

<議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について>

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。

説明いたします。議案の7頁をご覧ください。

5029 番下早川地区、東海地内の4筆992.21㎡について、農家レストラン建築敷地のための永年の貸借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道上覚東海線沿い、清耕園ファームの隣に位置する場所です。譲受人は、営農事業拡大のため、申請地を借受け自社で生産する農産物を使用した料理を提供する農家レストランを建築したいものです。

農地の区分は、イ-(イ)-c-(b) (都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5030 番糸魚川地区、上刈3丁目地内の2筆1,093㎡について、資材置場及び駐車場敷地のための所有権移転による売買です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、株式会社エコシステム糸魚川営業所に隣接する場所です。譲受人は、営業所に隣接する申請地を譲り受け、資材置場と重機、大型車を含む駐車場として申請地を利用したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5031 番能生地区、能生地内の1筆185㎡について、住宅建築敷地のための所有権移転による売買です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、市道桜木線沿いの場所です。譲受人は、現在祖母と住んでいるが子供の成長に伴い、手狭になったため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

議長

伊藤主査

	<p>5032 番青海地区、須沢地内の1筆 324 m²について、住宅建築敷地のための所有権移転による売買です。地図のNo.11 をご覧ください。申請地は、市道須沢南部環状線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲受け、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 荻野委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5029 番、農家が農家レストランを作る場合は、農振農用地でも農地転用できるのでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>通常、農振除外は必要となりますが、農家レストランは例外規定から外されております。その代わり農用地として登録されているので、用途変更をすることになります。今回面積が 200 m²を超えているので、転用申請はすることになります。</p>
荻野委員	<p>農家レストランを辞めた場合、建物自体を農家ではない人に譲渡できるのか。また、農家ではない人が経営者になった場合は建物を壊すのか。農地に戻しなさいという規定はあるのでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>基本、農業用施設とみなせないので、計画変更も含めて農振除外の手続きが必要になってくると思います。</p>
木島事務局長	<p>基本的には、農振除外はしなくてもいい案件になります。例えば農家さんが自分の田んぼにビニールハウスを建てるというようなケースと同じで用途変更という形でできます。</p> <p>ただ、将来的にそのような形になった場合は、あまりケース的でないので調べさせていただきたいと思いますが、基本的に建物を壊して農地に戻しなさいとそこまでの権限はできないと思います。例えば、今の状態で建物が建って地目変更登記をされてしまえば、そこはもう宅地扱いになりますので。法的にどうなるかは調べさせていただき、来月の農業委員会でも回答させていただきたいと思います。</p>
荻野委員	<p>近年、頭のいい人がそういうことをやる可能性がないともいえない。農振用地のある所で、このシステムを使って農転、建物を建てるという事例もでてくるかもしれませんね。ありがとうございました。</p>
松澤委員	<p>教えていただきたいのですが、農家レストランとは地場の野菜等を使</p>

伊藤主査	うということですが、一般のレストランとどんなふうに違うのでしょうか。 農振の特例を受ける段階で、清耕園ファームが供出する材料を50%以上使用しているか、どういうものを使用するかという申請書を提出し、その要件を満たしていないと農家レストランに該当しないということになります。
松澤委員	当初は、農家レストランで許可をもらって1年後に普通のレストランになるのではないかという考えがあったのでお聞きしました。わかりました。ありがとうございました。
議長 齊藤委員	他にご意見、ご質問ありませんか。 今言われたようことは、今のところはないと思います。娘さんと旦那さんが一緒にやるとのことなのでそういう悪い考えはないと思います。早川地区は食事をするところがないので、みなさん困っておられます。ぜひ皆様から応援してもらって盛り上げていってほしいと思います。よろしくお願いします。
議長	他にご意見、ご質問ありませんか。 ないようですので、質問並びに地区委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第4号 農用地利用集積計画案について> 議第4号 農用地利用集積計画案について、このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが10件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員の退席をお願いします。 〔恩田委員退席〕
議長 木嶋主任主事	事務局の説明を求めます。 説明いたします。議案の11頁をご覧ください。 91番上早川地区、大平地内の9筆13,005㎡について、更新となります。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認めます。質問並びに意見がございませんので、本案件

議長	<p>は原案のとおり承認することに決しました。 〔恩田委員入室〕 つぎに米原委員の案件を審議しますので、米原委員の退席をお願いします。</p>
議長 木嶋主任主事	<p>〔米原委員退席〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 議案の12頁をご覧ください。 98番糸魚川地区、南寺島1丁目地内の1筆2,041㎡について、更新となります。 99番糸魚川地区、南寺島1丁目地内の3筆1,440㎡について、更新となります。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔米原委員の入室〕</p>
議長	<p>つぎに、稲葉委員の案件を審議しますので、稲葉委員の退席をお願いします。 〔稲葉委員退席〕</p>
議長 木嶋主任主事	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。 議案の19頁をご覧ください。 126番能生谷地区、小見地内の3筆5,623㎡について、更新となります。 132番能生谷地区、平地内の1筆2,165㎡について、規模拡大となります。 134番能生谷地区、藤後地内の2筆5,843㎡について、更新となります。 138番能生谷地区、川詰地内の1筆2,929㎡について、更新となります。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔稲葉委員入室〕
議長	つぎに川合委員の案件を審議しますので、川合委員の退席をお願いします。 〔川合委員退席〕
議長 木嶋主任主事	事務局の説明を求めます。 説明いたします。議案の24ページをご覧ください。 146番木浦地区、木浦地内の8筆862㎡について、更新となります。 147番木浦地区、木浦地内の6筆1,635㎡について、更新となります。 148番木浦地区、木浦地内の1筆136㎡について、更新となります。 以上で、説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	意義なしと認めます。質問並びに意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔川合委員入室〕
議長 木嶋主任主事	つづきまして、残りの案件を審議します。 説明いたします。議案の8ページをご覧ください。 76番下早川地区、堀切地内の1筆2,658㎡について、規模拡大となります。 77番下早川地区、東海、堀切地内の4筆5,492㎡について、更新となります。 78番下早川地区、東海地内の7筆4,654㎡について、更新となります。 79番下早川地区、東海地内の3筆2,742㎡について、更新となります。 80番区下早川地区、田屋、道明地内の3筆6,289㎡について、更新となります。 81番下早川地区、四ツ屋地内の5筆7,372㎡について、更新となり

ます。

82 番下早川地区、滝川原地内の3筆4,851㎡について、更新となります。

83 番下早川地区、上出地内の1筆119㎡について、規模拡大となります。

84 番下早川地区、上出地内の1筆2,563㎡について、更新となります。

85 番下早川地区、上出地内の3筆5,517㎡について、更新となります。

86 番下早川地区、下出地内の1筆937㎡について、更新となります。

87 番下早川地区、東塚地内の1筆1,132㎡について、更新となります。

88 番上早川地区、土塩地内の1筆329㎡について、更新となります。

89 番上早川地区、土塩地内の2筆1,637㎡について、更新となります。

90 番上早川地区、大平地内の3筆1,100㎡について、更新となります。

92 番上早川地区、中川原新田地内の3筆2,843㎡について、更新となります。

93 番上早川地区、中川原新田地内の1筆2,303㎡について、更新となります。

94 番上早川地区、中川原新田地内の3筆4,494㎡について、更新となります。

95 番上早川地区、北山地内の2筆2,763㎡について、更新となります。

96 番西海地区、平牛地内の5筆5,912㎡について、規模拡大となります。

97 番糸魚川地区、南寺島1丁目地内の1筆937㎡について、更新となります。

100 番糸魚川地区、南寺島2丁目地内の3筆1,632㎡について、更新となります。

101 番根知地区、東中地内の2筆3,638㎡について、更新となります。

- 102 番根知地区、東中地内の1筆1,920 m²について、更新となります。
- 103 番根知地区、東中地内の3筆5,759 m²について、更新となります。
- 104 番根知地区、大所地内の1筆1,940 m²について、更新となります。
- 105 番今井地区、西中地内の3筆1,441 m²について、規模拡大となります。
- 106 番磯部地区、大洞地内の9筆4,027 m²について、更新となります。
- 107 番能生谷地区、寺山、柱、小見地内の14筆7,984.6 m²について、更新となります。
- 108 番能生谷地区、鶉石地内の4筆10,704 m²について、更新となります。
- 109 番能生谷地区、鶉石地内の2筆3,327 m²について、更新となります。
- 110 番能生谷地区、鶉石地内の1筆361 m²について、更新となります。
- 111 番能生谷地区、鶉石地内の2筆3,794 m²について、更新となります。
- 112 番能生谷地区、鶉石地内の1筆366 m²について、更新となります。
- 113 番能生谷地区、鶉石地内の1筆270 m²について、更新となります。
- 114 番能生谷地区、小見地内の1筆448 m²について、更新となります。
- 115 番能生谷地区、小見地内の1筆639 m²について、更新となります。
- 116 番能生谷地区、小見地内の4筆9,436 m²について、更新となります。
- 117 番能生谷地区、小見地内の3筆3,595 m²について、更新となります。
- 118 番能生谷地区、小見地内の1筆1,828 m²について、更新となります。

ます。

119 番能生谷地区、小見地内の2筆2,499 m²について、更新となります。

120 番能生谷地区、小見地内の1筆933 m²について、更新となります。

121 番能生谷地区、小見地内の2筆3,395 m²について、更新となります。

122 番能生谷地区、小見地内の2筆2,967 m²について、更新となります。

123 番能生谷地区、小見地内の1筆2,990 m²について、更新となります。

124 番能生谷地区、小見地内の2筆5,109 m²について、更新となります。

125 番能生谷地区、小見地内の3筆5,043 m²について、更新となります。

127 番能生谷地区、小見地内の1筆2,998 m²について、更新となります。

128 番能生谷地区、小見地内の1筆2,978 m²について、更新となります。

129 番能生谷地区、小見地内の1筆232 m²について、更新となります。

130 番能生谷地区、平地内の3筆3,033 m²について、更新となります。

131 番能生谷地区、平地内の1筆1,987 m²について、更新となります。

133 番能生谷地区、大沢地内の2筆1,734 m²について、更新となります。

135 番能生谷地区、藤後、下倉地内の4筆5,773 m²について、更新となります。

136 番能生谷地区、溝尾地内の3筆2,680 m²について、更新となります。

137 番能生谷地区、溝尾地内の3筆6,867 m²について、更新となります。

	<p>139 番能生谷地区、高倉地内の11筆2,620㎡について、更新となります。</p> <p>140 番能生谷地区、下倉地内の2筆3,456㎡について、更新となります。</p> <p>141 番能生谷地区、下倉地内の7筆6,343㎡について、更新となります。</p> <p>142 番能生谷地区、下倉地内の6筆2,156㎡について、更新となります。</p> <p>143 番能生谷地区、下倉地内の2筆953㎡について、更新となります。</p> <p>144 番能生谷地区、下倉地内の4筆2,794.22㎡について、規模拡大となります。</p> <p>145 番能生谷地区、柱道地内の3筆3,635㎡について、更新となります。</p> <p>149 番青海地区、須沢地内の11筆3,635㎡について、更新となります。</p> <p>150 番青海地区、須沢地内の6筆1,977㎡について、更新となります。</p> <p>1件取り下げの案件がございます。議案の19ページをご覧ください。</p> <p>125 番能生谷地区の1件が取り下げとなります。125番の案件については、議第4号参考資料の数値には入っておりません。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>

議長	日程第4＝その他
議長	ア 次回農業委員会の日程について ・ 12/26(月) 定例総会 午前9:30～ 糸魚川市役所2階会議室
議長	イ その他